

地方環境事務所職員による税関による貨物検査への立会の様子

関税法に基づく輸出入申告のあった貨物について、税関の貨物検査に立会い、貨物の状態を確認しました。

貨物に汚れや異物の混入がある貨物（例えば、廃棄物に該当する使用済家電製品が混入している雑品スクラップ）、中古利用に適さない使用済家電製品（例えば、破損や傷があるもの、コードが断線しているもの、画面保護されていないモニター等）、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可を有さない者の行った解体自動車の部品等は、廃棄物処理法又はバーゼル法に基づく規制対象物となるおそれがあるため、地方環境事務所は、税関の貨物検査に立会い、確認を行っています。

（貨物検査への立会）

 <p>開披検査（メタルスクラップ）</p>	 <p>開披検査（メタルスクラップ）</p>
 <p>中古自動車の検査立会</p>	 <p>雑品スクラップの検査立会</p>
 <p>開披検査（中古ノートパソコン）</p>	 <p>開披検査（中古モニター）</p>